

# 相続人代表者指定届兼固定資産現所有者届（新規・変更）

令和      年      月      日

長沼町長 様

**【申告者】**

住 所      長沼町

氏 名

被相続人にかかる徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く）及び還付に関する書類を受領する代表者を下記のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。

また、固定資産課税台帳に登録されている所有者が死亡したため、長沼町税条例第38条の6の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する現所有者を次のとおり申告します。

被相続人 〔台帳上の 所有者〕	フリガナ		死亡年月日
	氏 名	S・H・R	年      月      日
	住 所		
	申告者の 住所と同じ		

相続人代表者兼 現所有者代表者	フリガナ		生年月日	
	氏 名	印	S・H・R      年      月      日	
	電話番号		個人番号	
	—                      —			
	住 所			被相続人との続柄
	〒      — 申告者の 住所と同じ			

	氏名（フリガナ）	生年月日	住所（市町村名）	被相続人との続柄
法定相続人 (代表者以外)		S・H      .      .		
		S・H      .      .		
		S・H      .      .		

所有権移転登記手続の状況	
登記予定時期	令和      年      月 頃

※ 令和6年4月1日より相続登記の申請が義務化されます。詳しくは、札幌法務局岩見沢支局にご相談ください（☎ 0126-22-0619）。

※ この届出は、**町税の納税等**に関する手続きです。不動産登記簿（土地・家屋）の名義は変更されません。所有権移転登記（名義変更等）については、下記で手続きしてください。

- ① 土地及び登記されている家屋                      ⇒ 札幌法務局 岩見沢支局
- ② 登記されていない家屋（未登記家屋）            ⇒ 長沼町役場 税務住民課 税務係

備 考	※ 職員記入欄のため、記入しないでください。	受 付	確 認	処 理
			免許証 保険証 身分証 その他	

# 相続人代表者指定届兼固定資産現所有者届 (新規)・変更)

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

長沼町長 様

【申告者】

住所 長沼町 中央北1丁目1番1号  
氏名 長沼 花子

被相続人にかかる徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く）及び還付に関する書類を受領する代表者を下記のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。

また、固定資産課税台帳に登録されている所有者が死亡したため、長沼町税条例第38条の6の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する現所有者を次のとおり申告します。

被相続人 (台帳上の所有者)	フリガナ	ナガヌマ タロウ	死亡年月日
	氏名	長沼 太郎	S・H R 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
	住所		
	申告者の住所と同じ		

相続人代表者兼 現所有者代表者	フリガナ	ナガヌマ ハナコ	生年月日	
	氏名	長沼 花子	S H R 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
	電話番号		個人番号	
	〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇		マイナンバーの記入をお願いします。	
	住所			被相続人との続柄
	〒〇〇〇-〇〇〇〇 申告者の住所と同じ			妻

氏名(フリガナ)	生年月日	住所(市町村名)	被相続人との続柄
ナガヌマ コロウ 長沼 子郎	S H 〇〇 . 〇〇 . 〇〇	長沼町	子
ナガヌマ チチロウ 長沼 父郎	S H 〇〇 . 〇〇 . 〇〇	北海道 札幌市	父
ナガヌマ アニロウ 長沼 兄郎	S H 〇〇 . 〇〇 . 〇〇	東京都 千代田区	兄

所有権移転登記手続の状況	
登記予定時期	令和 〇〇 年 〇〇 月 頃

※ 令和6年4月1日より相続登記の申請が義務化されます。詳しくは、札幌法務局岩見沢支局にご相談ください(☎ 0126-22-0619)。

※ この届出は、**町税の納税等**に関する手続きです。不動産登記簿(土地・家屋)の名義は変更されません。所有権移転登記(名義変更等)については、下記で手続きしてください。

- ① 土地及び登記されている家屋 ⇒ 札幌法務局 岩見沢支局
- ② 登記されていない家屋(未登記家屋) ⇒ 長沼町役場 税務住民課 税務係

備考	※ 職員記入欄のため、記入しないでください。	受付	確認	処理
			免許証 保険証 身分証 その他	